

高知県新事業創出支援事業費補助金質疑書への回答

※提案内容に触れる質問は省略しています。

No	質問	回答
1	■採択件数について 採択件数は1件のみでしょうか？	三次募集の採択件数は下記のとおりとなります。 ・実証等支援3件程度（交付決定日から1年以内に補助事業が完了するもの） ・製品開発支援1件程度（交付決定日から2年以内に補助事業が完了するもの）
2	■他の補助金との関係について 当補助金以外の補助金・助成金との併用は可能でしょうか？	他の補助金・助成金との併用はできません。
3	■コンソーシアムについて 一次・二次募集ではコンソーシアム必須だったと思うのですが今回は民間事業者単独でも可能でしょうか？	補助対象事業者については、下記2つの区分のいずれかに該当する場合となっております。民間企業単独の申請も可能です（一次・二次募集も同様でした）。 1）県内外民間企業等※1 ※1 県外企業については、補助事業終了後2年以内に 県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。 2）県内民間企業等と、県外民間企業等又は県内外大学等の2者以上によるコンソーシアム※2 コンソーシアムを構成する場合、コンソーシアム協定を締結すること
4	■謝金について 補助事業の認知拡大普及のために使用した広告宣伝費は対象内でしょうか？	原則として、広告宣伝費は対象外です。ただし、その他知事が特に必要と認めた経費に該当する場合は、この限りではありませんので、都度、県に確認してください。 詳細については、交付要綱別表第2（第4条関係）、実施要領第9条に記載しておりますのでご参照ください。 ○交付要綱、実施要領掲載URL https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025042800126/
5	■機械装置費について 取得価額が50万円或いは100万円未満となっていますが、これは使用する機械装置全体の価格の上限でしょうか、それとも機械装置単独の上限でしょうか？	取得価格の上限については、機械装置1台あたりの上限です。